

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合管理者の権限に属する事務の一部を副管理者に委任する規則

平成27年4月1日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第153条第1項の規定により管理者の権限に属する事務の一部を副管理者に委任することについて、必要な事項を定める。

(委任する事務)

第2条 管理者は、民法(明治29年法律第89号)第108条の規定に抵触する契約に関する事務を副管理者に委任する。

(副管理者の代理)

第3条 副管理者に事故があるとき又は副管理者が欠けたときは、前条中「副管理者」とあるのは、「事務局長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。